

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- お申し込みの撤回等（クーリング・オフ）について
- 健康状態等の告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 解約と解約返戻金について
- 契約内容の変更等について
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

保険販売資格をもつ募集人について

三菱東京UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまとプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。なお、三菱東京UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）に関して確認をご希望の場合は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命コールセンター  **0120-56-2269** コール ジ ブ ロック 受付時間／平日 8:30～20:00
土曜 9:00～17:00（日曜・祝日等を除く）

募集代理店（三菱東京UFJ銀行）からのご説明事項

- 「ハイ・ファイブNeo（米ドル建）」にご契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「ハイ・ファイブNeo（米ドル建）」はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱東京UFJ銀行は「ハイ・ファイブNeo（米ドル建）」の引受保険会社であるプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、融資をお申し込み中のお客さまや「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま等への募集について規制がございます。
三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、三菱東京UFJ銀行への融資のお申し込みの有無やお勤め先等について、あらかじめお客さまにお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には、保険募集をいたしませんのでご了承ください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」に記載してありますさまざまなお取り扱いについては、実際にお取り扱いを行う時点における、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の範囲内でのお取り扱いとなります。

お問い合わせ**電話**

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命コールセンター

コール ジ ブ ロック
0120-56-2269

受付時間／平日 8:30～20:00 土曜 9:00～17:00（日曜・祝日等を除く）

インターネット

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命ホームページ

http://www.pgf-life.co.jp

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

（お問い合わせ、ご照会先）
募集代理店

 **株式会社 三菱東京UFJ銀行**
MUFG

三菱東京UFJ銀行コールセンター〔保険〕
0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3等を除く）
http://www.bk.mufg.jp

平成24年1月現在（No.05660）

（ご契約後のご照会先）
引受保険会社

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命コールセンター

コール ジ ブ ロック
0120-56-2269

受付時間／平日 8:30～20:00
土曜 9:00～17:00（日曜・祝日等を除く）

ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

MU-371112-01 PGF-A-2011-063（2012.1.16）

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報） 兼 パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「ハイ・ファイブNeo（米ドル建）」はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

募集代理店



三菱東京UFJ銀行

MUFG

引受保険会社



Prudential

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命

米ドル建てだからこそできる 5年後からの充実

「ハイ・ファイブNeo〈米ドル建〉」は、米ドル建ての一時払終身保険です。

ご契約当初5年間の死亡保障を抑えることで、5年経過後の保障を増加させ、

増加した死亡保障が終身にわたって確保されます。

万一の保障や解約返戻金はご契約時に米ドル建てで確定します。

円建てよりも高い予定利率を活かして、

「ふやし」ながら「のこす」準備ができます。

※この保険の為替リスクについて、くわしくは11ページをご覧ください。



契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、お客さまのお申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いいたします。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 本商品の引受保険会社について

- 引受保険会社 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
- 本社所在地 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
- お問い合わせ先 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命コールセンター
(受付時間/平日8:30~20:00、土曜9:00~17:00(日曜・祝日等を除く))
TEL 0120-56-2269 ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

2 商品の特徴と仕組みについて

- 保険商品の名称：初期死亡保険金抑制型一時払終身保険(米ドル建)
- 商品の特徴
 - この保険は万一の保障を終身にわたり確保できる米ドル建ての生命保険です。
 - 円換算支払特約により、保険金等を円でお受け取りいただけます。円でお受け取りになる場合、保険金等はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
 - この保険は米ドル建てであり、円貨で払い込み、または円貨で受け取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

⚠ 下記の4つの告知項目にひとつでも該当する場合は、この保険にご加入いただくことができません

告知いただく項目

- ① 現在、入院中ですか、あるいは医師に入院または手術をすすめられていますか(入院または手術の予定のある場合を含みます)。
- ② 過去5年以内に、がん、心筋こうそく、脳卒中で入院したこと、または手術を受けたことがありますか。
- ③ 現在、下記の病気で、医師による診察・検査・治療・投薬あるいは経過観察(指導を含む)を受けていますか。
がん、心筋こうそく、脳卒中、肝硬変、腎不全(腎透析含む)、糖尿病(インスリン治療中に限る)、てんかん、
こうげん病、肺気腫、心臓弁膜症、先天性心臓病、臓器移植後(皮膚・角膜・骨は除く)
- ④ 現在、公的介護保険の要介護(要支援を含む)認定を受けていますか、あるいは認定の申請中ですか。

※プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の社員またはプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の委託を受けた者が、ご契約のお申し込み後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

[仕組み]

ご契約例 ● 契約年齢(被保険者):60歳(男性) ● 保険期間:終身 ● 一時払保険料:10万米ドル

※当イメージ図(解約返戻金額等)は、平成24年1月現在の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出した数値等を記載しています。

特徴1 簡単な告知でお申し込みいただくことができます

● お申し込みにあたっては、告知書にて告知いただきます。医師の診査等は不要です。

⚠ 告知いただいた内容によっては、ご契約のお引き受けをできない場合があります。

特徴2 万一の保障が終身にわたって確保されます(米ドル建て)

● ご契約の5年経過後、万一の保障が増加し、以後、終身にわたって確保されます。終身保険の仕組みを活用し、保険金としてご家族にのこすことができます。

⚠ 解約した場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

⚠ 第1保険期間中の死亡給付金は一時払保険料相当額になります。

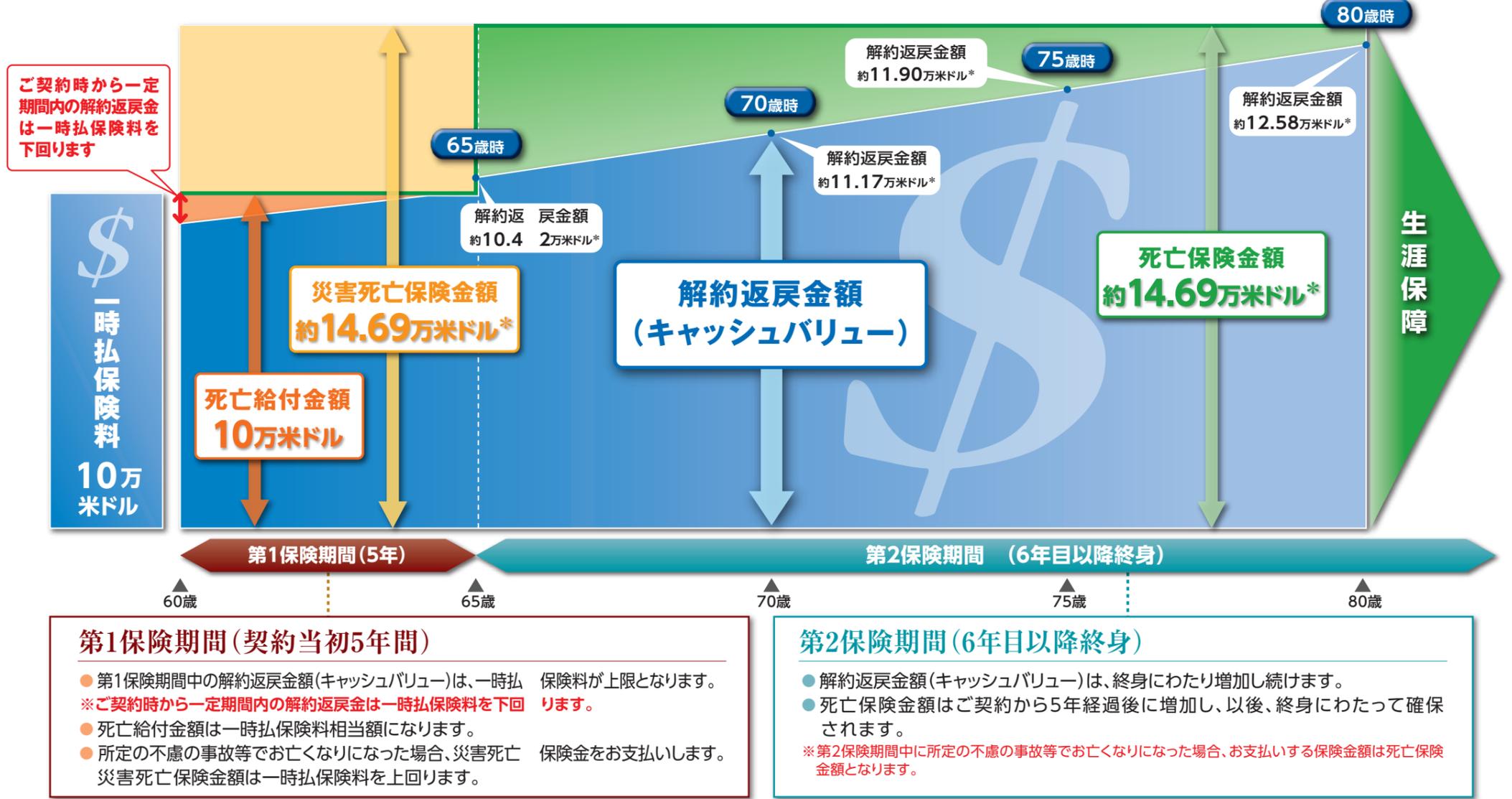
特徴3 お預かりした大切な資産は増加していきます(米ドル建て)

● 解約返戻金額(キャッシュバリュー)は、契約時に確定し、経過期間に応じて大きくなります。

● 「年金支払移行特約(10)」を付加することで、解約返戻金額(責任準備金額)を年金として受け取ることも可能です。

⚠ 第1保険期間中の解約返戻金額は一時払保険料が上限となり、一定期間は、一時払保険料を下回ります。

[イメージ図(主契約)]



第1保険期間(契約当初5年間)

- 第1保険期間中の解約返戻金額(キャッシュバリュー)は、一時払保険料が上限となります。
- ※ご契約時から一定期間内の解約返戻金は一時払保険料を下回ります。
- 死亡給付金額は一時払保険料相当額になります。
- 所定の不慮の事故等でお亡くなりになった場合、災害死亡保険金をお支払いします。

第2保険期間(6年目以降終身)

- 解約返戻金額(キャッシュバリュー)は、終身にわたり増加し続けます。
- 死亡保険金額はご契約から5年経過後に増加し、以後、終身にわたって確保されます。
- ※第2保険期間中に所定の不慮の事故等でお亡くなりになった場合、お支払いする保険金額は死亡保険金額となります。

*災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額は百米ドル未満を切り捨てて表示しています。
 ※この保険では、被保険者が第1保険期間中にお亡くなりになった場合にお支払いする金額を死亡給付金、第2保険期間中にお亡くなりになった場合にお支払いする金額を死亡保険金といいます。
 ※死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金は重複してお支払い、および高度障害状態になられた場合のお支払いはしません。

[ご参考] 年齢別の保険金額等例表(一時払保険料:10万米ドル、性別:男性)

契約年齢(被保険者)	第1保険期間		第2保険期間	解約返戻金額(キャッシュバリュー)(解約返戻率*1)		
	死亡給付金額	災害死亡保険金額	死亡保険金額	経過年数3年*2	経過年数5年*2	経過年数10年*2
50歳	10万米ドル	約16.96万米ドル		約9.89万米ドル(98.9%)	約10.31万米ドル(103.1%)	約11.15万米ドル(111.5%)
60歳		約14.69万米ドル		約9.99万米ドル(99.9%)	約10.42万米ドル(104.2%)	約11.17万米ドル(111.7%)
70歳		約12.97万米ドル		10.00万米ドル(100.0%)	約10.51万米ドル(105.1%)	約11.11万米ドル(111.1%)
80歳		約11.80万米ドル		10.00万米ドル(100.0%)	約10.58万米ドル(105.8%)	約10.97万米ドル(109.7%)

*1 解約返戻率=解約返戻金額÷一時払保険料
 *2 経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数をいいます。なお、表中の解約返戻金額は、毎年の契約応当日における金額を記載しています。
 実際の解約返戻金額は、経過年月数によって異なりますのでご注意ください。
 ※当例表は、平成24年1月現在の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出した保険金額、解約返戻金額等について記載しています。
 ※記載の解約返戻金額等は受取時の課税を考慮していません。
 ※当例表の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額は百米ドル未満を切り捨てて表示しています。

解約返戻金額(キャッシュバリュー)を年金原資として年金をお受け取りいただくことが可能です

選択できる年金種類

- 確定年金(年金受取期間: 5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年) **約11.17万米ドル**
- 保証期間付終身年金(保証期間: 5年・10年・15年・20年)
- 保証金額付終身年金

年金原資 [上記ご契約に基づき70歳時に確定年金(10年)で受け取った場合]

年金受取総額 **約12.20万米ドル**
 (年金額 約1.22万米ドル)

⇒くわしくは、5ページの「年金支払移行特約(10)」をご覧ください。

※例示の年金額は、平成24年1月時点の基礎率等(予定利率*等)に基づき算出したものです。実際の年金額はこの特約の付加時における基礎率等(予定利率*等)に基づき計算されますので、経済情勢の変化等により、基礎率等(予定利率*等)が変更された場合には、例示している年金額を大きく下回る可能性があります。
 *予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される率です。
 ※第1保険期間中に、「年金支払移行特約(10)」による年金のお支払いはできません。
 ※例示の年金額等は百米ドル未満を切り捨てて表示しています。

3 保障内容について

期間	給付名称	支払事由	支払額
第1保険期間	死亡給付金	被保険者が第1保険期間中にお亡くなりになった場合にお支払いします。ただし災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	一時払保険料相当額*1
	災害死亡保険金*2	被保険者が所定の不慮の事故等によりお亡くなりになった場合にお支払いします。	死亡保険金額と同額
第2保険期間	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中にお亡くなりになった場合にお支払いします。	所定の死亡保険金額

*1 死亡保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額された金額となります。
 *2 責任開始日以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として事故が発生した日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合または責任開始日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合にお支払いします。対象となる不慮の事故および感染症の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
 ※第2保険期間中に所定の不慮の事故等でお亡くなりになった場合、お支払いする保険金額は死亡保険金額となります。
 ※支払事由に該当し保険金等が支払われた場合、保障は消滅します。

【責任開始日と契約日について】

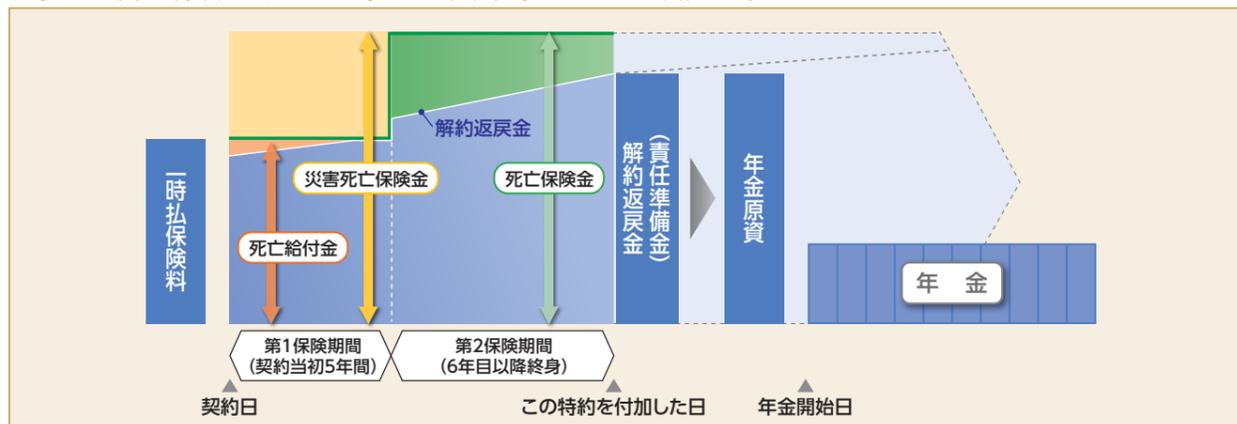
プルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命がご契約の保障を開始する責任開始日(契約日)は、告知日(申込日)と一時払保険料相当額をプルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命が受領した日(着金日)のいずれか遅い日です。必ずしも契約日と申込日(保険料をお払いいただいた日)が同一とはなりませんのでご注意ください。

責任開始日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や、契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等は保険金等をお支払いできません。

4 付加できる特約とその内容について

年金支払移行特約(10)

6年目以降、解約返戻金を年金で受け取ることも可能です



- 第2保険期間中、この特約を付加することで、この特約を付加した日(プルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命が書類を受け付けた日)における主契約の全部または一部の解約返戻金(責任準備金)をもとに年金で受け取ることができます。年金開始日はこの特約を付加した日となります。
- 年金種類は確定年金(年金受取期間:5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年)、保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年)、保証金額付終身年金のいずれかとなります。なお、複数の年金種類を選択することも可能です。

※保証期間付終身年金および保証金額付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が40歳以上の場合のみ選択いただけます。
 ※年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額(責任準備金額)を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等(予定利率*1等)に基づいて算出されます。ただし、1回あたりの年金額がプルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命の定める最低年金額500米ドル(将来変更される可能性があります)に満たない場合、この特約を付加することができません。また、最高年金額はプルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命の他のご契約と通算して3,000万円*2を上限とします。
 ※第1保険期間中に、この特約による年金のお受け取りはできません。
 ※年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%*3(平成24年1月現在)を年金受取日に積立金(責任準備金)より控除します。
 ※この特約を付加した日におけるプルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レートにより、年金を米ドルにかえて円でお受け取りいただけます。
 *1 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される率です。
 *2 所定の書類をプルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額を通算します。
 *3 将来変更される可能性があります。

リビング・ニーズ特約(10)

被保険者が所定の状態になった場合、死亡保険金を前払請求することができます

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、第2保険期間中にこの特約による前払請求をすることにより死亡保険金の全部または一部を受け取ることができます(この特約による保険金額からこの特約による保険金額に対する6ヵ月分の利息を差し引いてお支払いします)。
- 死亡保険金の全部をお支払いする場合、以後、ご契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。
- 保険金の最高支払限度額はプルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命の他のご契約と通算して、3,000万円*を上限とします。

*所定の書類をプルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額を通算します。

※第1保険期間中に、この特約による前払請求をすることはできません。
 ※余命6ヵ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断やご請求書類に基づいて、プルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断いたします。余命6ヵ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6ヵ月以内であることを意味します。
 ※円換算支払特約を付加することにより、保険金を米ドルにかえて円でお受け取りいただけます。

介護前払特約(10)

被保険者が所定の要介護状態になった場合、死亡保険金の一部を前払請求することができます

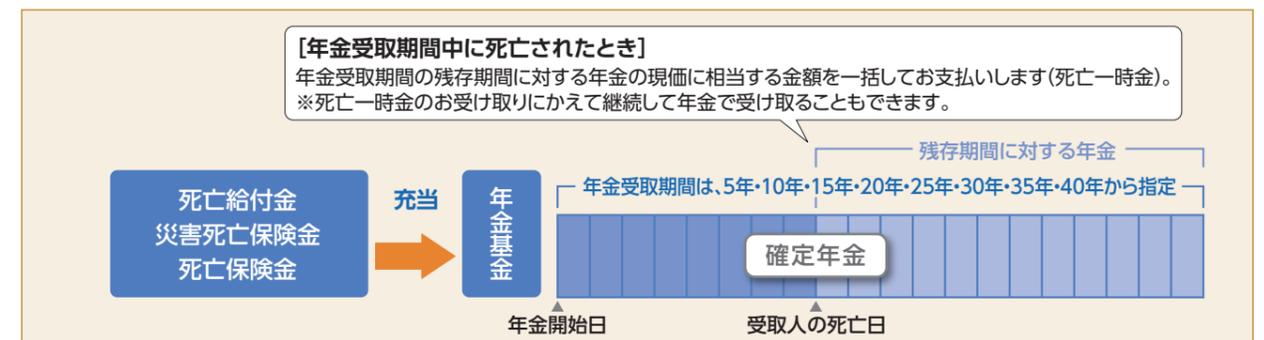
- 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満65歳以上であるご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「要介護4または要介護5」に認定された場合、第2保険期間中にこの特約による前払請求をすることにより主契約の死亡保険金の一部を介護年金として受け取ることができます。なお、介護年金をお支払いした場合、ご請求された介護年金額を基準として計算された前払対象保険金額*1が、主契約の死亡保険金から減額されたものとしてお取り扱いします。この場合、この減額部分に対する解約返戻金があってもこれをお支払いしません。
- 介護年金のご請求は、前払対象保険金額がプルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命の他のご契約と通算して3,000万円*2となる介護年金額まで、かつ主契約の残余保険金額が1,000米ドルとなる介護年金額までとなります。なお、介護年金額は1,000米ドルから指定できます。
- 契約者もしくは被保険者の故意もしくは重大な過失または被保険者の犯罪行為もしくは薬物依存により、被保険者が公的介護保険制度に定める「要介護4または要介護5」の状態に該当したときは、この特約による介護年金のお支払いはできません。

*1 前払対象保険金額は、指定された介護年金額を基準としてご請求日におけるプルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命の所定の率および計算方法により計算された保険金額となります。
 *2 所定の書類をプルデンシャル ズブラルタ ファイナンシャル生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額を通算します。

※第1保険期間中に、この特約による前払請求をすることはできません。
 ※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
 ※円換算支払特約を付加することにより、介護年金を米ドルにかえて円でお受け取りいただけます。

遺族年金特約

保険金等を年金で受け取ることができます



- この保険の死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて年金でお受け取りいただけます。
- 年金の種類は確定年金のみとなります。年金受取期間は、5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年からご指定いただけます。
- 被保険者がお亡くなりになった日(被保険者がお亡くなりになった後にこの特約を付加したときはこの特約を付加した日)を年金基金設定日として死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当します。年金開始日は年金基金設定日となります。

※年金額は、年金基金設定日における年金受取期間、基礎率等(予定利率*1等)に基づいて算出されます。ただし、1回あたりの年金額がプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の定める最低年金額500米ドル(将来変更される可能性があります)に満たない場合、お取り扱いできません。また、最高年金額はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の他のご契約と通算して3,000万円*2を上限とします。

※年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%*3(平成24年1月現在)を年金受取日に積立金(責任準備金)より控除します。

※円換算支払特約を付加することにより、年金および死亡一時金を米ドルにかえて円でお受け取りいただけます。

*1 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される率です。

*2 所定の書類をプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命にて受理した日の前日におけるTTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額を通算します。

*3 将来変更される可能性があります。

指定代理請求特約

受取人に保険金等*を請求できない所定の事情がある場合、代理人が請求することができます

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人は1名とし、以下の①から③の範囲内よりご指定いただけます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ ②の他、被保険者と同居、または、生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

*代理請求の対象となる保険金等は、年金支払移行特約(10)および遺族年金特約の年金、リビング・ニーズ特約(10)の保険金、介護前払特約(10)の介護年金になります。

※指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人に対し、必ず「指定した」こと、支払事由および代理請求できる場合があることをお伝えください。

※指定代理請求人を指定しない場合でも、被保険者の戸籍上の配偶者等により代理請求できる場合がありますので、その旨をお伝えください。

円換算支払特約

円でお受け取りいただけます

- この特約を付加することにより、保険金・解約返戻金・年金等を米ドルにかえて円でお受け取りいただけます。
 - 円でお受け取りいただく際の換算レートは、下表の換算基準日におけるプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レートを適用します。
 - 下表の換算基準日が、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その銀行の前営業日となります。
 - 円換算支払特約用の為替レートはプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が指標として指定する銀行が公示する換算基準日のTTB(対顧客電信買相場)*を下回ることはありません。
- *1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値となります。

対象	換算基準日
死亡給付金・(災害)死亡保険金・解約返戻金	所定の書類をプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命にて受理した日の前日
リビング・ニーズ特約(10)の保険金	
介護前払特約(10)の介護年金	
遺族年金特約の年金・死亡一時金	

※円で保険金等をお受け取りになる場合、お受け取りになる金額はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。

※プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レートの変動に応じて、円でお受け取りになる保険金額等が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることもあります。<わしくは11ページの「為替リスクについて」をご覧ください。

5 ご加入条件について

- 保険期間 終身
- 契約日の被保険者の年齢範囲(満年齢) 15歳～85歳
- 取扱保険料額

15歳～49歳	2万米ドル～20万米ドル(取扱単位:100米ドル)
50歳～60歳	2万米ドル～40万米ドル(取扱単位:100米ドル)
61歳～80歳	2万米ドル～60万米ドル(取扱単位:100米ドル)
81歳～85歳	2万米ドル～50万米ドル(取扱単位:100米ドル)

※各年齢範囲における取扱保険料額の上限は、同一被保険者ですすでご契約いただいている初期死亡保険金抑制型一時払終身保険(米国ドル建)のすべての既契約と通算した金額となります。

[例] 初期死亡保険金抑制型一時払終身保険を49歳時に一時払保険料10万米ドル、60歳時に一時払保険料20万米ドル、80歳時に一時払保険料10万米ドルでご契約いただいた場合、81歳以降にお申し込みいただける一時払保険料の上限は50万米ドル(10万米ドル+20万米ドル+10万米ドル)の10万米ドルとなります。

※初期死亡保険金抑制型一時払終身保険の米ドル建てと円建てのどちらもご契約の場合、米ドル建てのご契約については各契約の申込日の属する月の前月末におけるプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)で換算した金額を同一被保険者ですすでご契約いただいている初期死亡保険金抑制型一時払終身保険のすべての既契約と通算します。その場合の取扱保険料額の上限は、取扱年齢範囲15歳～49歳は5,000万円、50歳～60歳は10,000万円、61歳～85歳は15,000万円となります。

※死亡保険金額についてはプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の他の保険契約の保険金額等と通算され、7億円(申込日の属する月の前月末のTTM(対顧客電信仲値)で換算します)を超えるお取り扱いはできません。

※お申込内容、一時払保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。

- 保険料払込方法 一時払
- 告知 告知扱
- 死亡保険金受取人* 被保険者の2親等以内の親族

*契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。

6 配当金について

この保険は無配当保険のため配当金はありません。

7 解約(減額 = 一部解約)について

- いつでも解約あるいは死亡保険金額の減額により解約返戻金額を受け取ることができます。
 - 死亡保険金額を減額する場合、死亡保険金額の減額割合に応じて死亡給付金額および災害死亡保険金額も減額されます。なお、減額は100米ドル単位でお取り扱いし、減額後の死亡保険金額に応じて減額される死亡給付金額(一時払保険料)は、ご契約時の最低取扱保険料額である2万米ドルを下回ることはできません。
 - 解約返戻金は、米ドルでのお受け取りにかえて円でもお受け取りいただけます(円換算支払特約)。
- ※解約返戻金を円でお受け取りする場合、為替相場で円に換算した金額が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回る場合があります。
- ※解約返戻金につきましては、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命コールセンター(0120-56-2269)までお問い合わせください。

8 為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、円貨で払い込み、または円貨で受け取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 円で保険金等をお受け取りになる場合(円換算支払特約)、お受取金額はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

9 諸費用について

- 諸費用についてくわしくは11ページの「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

Memo

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

⚠️ ご契約にかかる費用について

● 保険料より控除される費用

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持等に係る費用等にあってられ、それらを除いた金額で運用されます。なお、これらの費用については、契約年齢(被保険者)、性別等により異なるため、一律に記載できません。

● 保険料を円でお払い込みいただく場合の費用

円を米ドルに交換する為替レート(TTS)と仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

● 保険金等を円でお受け取りいただく場合の費用

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受け取りいただく場合の交換レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(プルデンシャルジブラルタ ファイナンシャル生命所定の交換レート(平成24年1月現在:指定銀行のTTM-1銭^{*1}))。

*1 将来変更される可能性があります。

● 保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用

・取扱金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

・米ドルでのお受け取りにかかる手数料(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(お受取時にプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命にご確認ください)。

● 年金、遺族年金受取期間中にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^{*2}(平成24年1月現在)を年金受取日に積立金(責任準備金)より控除します。

*2 将来変更される可能性があります。

※年金支払移行特約(10)および遺族年金特約によるお取り扱いです。

⚠️ 為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、円貨で払い込み、または円貨で受け取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、受取時の為替相場で円に換算した保険金額等が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

● 円で保険金等をお受け取りになる場合(円換算支払特約)、お受取金額はプルデンシャルジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。

● この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。

● 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の一時払保険料相当額を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

1

クーリング・オフについて

● ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

・申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、申込日または本書面についての同意確認日(確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。この場合、米ドルでお払い込みいただいた保険料と同額を米ドルでお返しします。

・既契約の変更である場合にはこのお取り扱いはできません。

・お申し込みの撤回等の方法としては、お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命本社あてに発信もしくは直接提出していただく方法*があります。この場合、書面には「お申し込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、押印(申込書と同一印)、住所、申込書番号(申込書控に印字)をご記入ください。

*お申し込みの撤回等の意思を記載した書面を郵便等で送付された場合は、申込日または本書面についての同意確認日(確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の消印まで有効とします。お申し込みの撤回等の意思を記載した書面をプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命本社に直接提出された場合は、その書面がプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命本社で受理された日が、申込日または本書面についての同意確認日(確認書の確認日)のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の場合まで有効とします。

書面送付先

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

2

告知義務について

● 健康状態・職業等をありのままに告知してください。

・契約者や被保険者には健康状態や職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等について「告知書」でプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。故意または重大な過失によって、告知されなかったり事実と違うことを告知されたと、告知義務違反となりご契約が解除され保険金等をお支払いできないことがあります。

● 告知書にて告知してください。

・告知受領権は引受保険会社であるプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が有しています。販売の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は告知受領権がなく、販売の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。必ず告知書にて告知してください。

● 告知義務違反の場合、ご契約または特約を解除することがあります。

◆ 告知いただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

告知にあたり、販売の担当者(保険販売資格をもつ募集人)が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命はご契約または特約を解除することはできません(万一このような行為があった場合は、すみやかにプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命へご連絡ください)。ただし、販売の担当者(保険販売資格をもつ募集人)のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命はご契約または特約を解除することができます。

◆ 責任開始日から2年を経過していても、保険金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合にはご契約または特約を解除することがあります。

◆ ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません(ただし、「保険金等の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いすることがあります)。この場合には、すでにお払い込みいただきました保険料はお返ししません。解約返戻金があれば契約者にお支払いします。

◆ 上記以外にもご契約の締結状況により保険金等をお支払いできないことがあります。例えば「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日からの年数は問いません(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります)。また、すでにお払い込みいただきました保険料はお返ししません。

3 責任開始期について

- 一時払保険料相当額のお払い込みと告知がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。
 - ・プルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命がご契約のお申し込みを承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払い込みと告知とが完了した時から、ご契約の保障が開始されます。
- お客さまのお申し込みに対してプルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命が承諾したときに、ご契約は成立します。
 - ・販売の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとプルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してプルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について

(詳細は「ご契約のしおり・約款」の「ご契約にあたって大切なことから」を必ずお読みください)

- 代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。
 - ◆ 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
 - ◆ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除になったか、または詐欺により取り消しとなった場合。
 - ◆ 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
 - ◆ 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。
 - ◆ 責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合。
 - (注) 精神障害等による自殺については、死亡給付金をお支払いする場合がありますので、プルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命へお問い合わせください。
 - ◆ 契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合。

5 解約と解約返戻金について

- 解約されても払込保険料の全額が戻らないことがあります。
 - ・お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、ご契約時から一定期間内に解約されると、解約返戻金は一時払保険料を下回ります。
 - ・この保険は第1保険期間中の解約返戻金額の上限を一時払保険料とするしくみで保険料を計算しています。したがって、第1保険期間中の解約返戻金額は一時払保険料が上限となります。
 - ・解約返戻金を円でお受け取りいただく場合には、お受取時における為替相場の変動による影響を受けます。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約をご請求することができます。
 - ・被保険者と契約者が異なるご契約の場合、一定の事由に基づき、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約をご請求することができます。この場合、被保険者から解約のご請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ※被保険者からご契約の解約をご請求する場合の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。
 - ※契約者からの解約はプルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命に対して行うことができます。

6 生命保険契約者保護機構について

- プルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
 - ・プルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL03-3286-2820(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時)、ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。

7 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

8 預金等との違いについて

- 「ハイ・ファイブNeo<米ドル建>」はプルデンシャル ギブラルタ ファイナンシャル生命を引受保険会社とする保険商品です。このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

9 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申し込みをされる場合について

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申し込みをされる場合、不利益となる場合があります。
 - ◆ この場合、解約・減額されるご契約の解約返戻金が全くないか、ある場合でもわずかな金額となり、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - ◆ ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する契約者配当の権利等を失うことがあります。
 - ◆ 一般のご契約と同様に告知の義務があり、「新たにご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除を行うことがあります。
 - ◆ 詐欺によるご契約の取り消しについても、新たにご契約の締結に際しての詐欺行為がその対象になります。
 - ◆ 告知が必要な傷病歴等がある場合、その告知内容によっては新たにご契約のお引き受けをお断りしたり、また、その告知をされなかったためにご契約または特約が解除または取り消しとなることもあります。
 - ◆ すでにご加入いただいているご契約を解約することを前提として新たにご契約のお申し込みをされる場合でも、解約は契約者の権利ですので、契約者の意思により、ご契約を解約することができます。

10 税務のお取り扱いについて

【お払い込みいただく保険料について】

- お払い込みになった保険料は生命保険料控除の対象となります。1月1日から12月31日までにお払い込みいただいた保険料のうち、一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税と住民税の負担が軽減されます。

※一時払保険料の生命保険料控除はご契約の年のみ対象となります。

【保険金等にかかる税金について】

- 死亡給付金・災害死亡保険金・死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- リビング・ニーズ特約(10)、および介護前払特約(10)による保険金等は受取人が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、全額非課税となります。

【解約返戻金にかかる税金について】

- 解約された場合、解約返戻金額と一時払保険料等の差額が所得税(一時所得)の対象となります。

【一時所得について】

- 年間50万円の特別控除があり(他の一時所得と合算されて適用されます)、特別控除の50万円を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ [\text{収入} - \text{必要経費} (\text{払込保険料等})] - \text{特別控除} (50\text{万円}) \} \times 1/2$$

【税務上の換算レートについて】

- この保険の税務上のお取り扱いについては、米ドルを円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様のお取り扱いとなります。一般的に下記の為替レートを適用し、円に換算するものとされています。くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

科目	円換算日	換算時の為替レート*1
一時払保険料	保険料受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡給付金*2 (災害)死亡保険金*2	被保険者の死亡日	<相続税の対象となる場合> TTB(対顧客電信買相場) <所得税の対象となる場合> TTM(対顧客電信仲値)
解約返戻金*2	解約日(減額日)	TTM(対顧客電信仲値)

*1 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の行う税務計算上はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命が指標として指定する銀行のTTM(対顧客電信仲値)およびプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定のTTB(対顧客電信買相場)に準じる為替レートを適用します。

*2 円換算支払特約により円でお受け取りになっている場合は、円でお受け取りいただいた金額となります。

平成23年11月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

11 保険金等のご請求について

- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命ホームページ」、「保険金・給付金のご請求等のご案内」に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、契約者のご住所等を変更された場合にはすみやかにプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命コールセンター(0120-56-2269)にご連絡ください。
 - ・お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合、すみやかにプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命にご連絡ください。
 - ・プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命にご連絡ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 受取人に保険金等を請求できない所定の事情がある場合、代理人が請求することができます。
 - ・主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(くわしくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

12 お問い合わせ窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命コールセンター
(受付時間/平日 8:30~20:00、土曜 9:00~17:00(日曜・祝日等を除く))

コール ジ ブ ロ ッ ク
0120-56-2269

- この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)。お問い合わせ先については、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)についてはプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命ホームページ(<http://www.pgf-life.co.jp/>)に掲載していますのでご覧いただくか、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

13 その他ご注意が必要な事項について

- 保険金等のお受け取りには米ドルで受領できる口座が必要となります(円換算支払特約により円で保険金等を受け取る場合を除きます)。
- 円換算支払特約により保険金等を円に換算する場合は、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命所定の為替レートを適用するものとし、その円換算額は営業日毎に変動します。
- 申込書・告知書は、内容をお確かめのうえ、契約者および被保険者ご自身でご署名・ご捺印ください。
- この保険は、高度障害状態になられた場合の保険金等のお支払いはありません。
- 保険金等のお支払いのご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したものと認められる場合は、その保険契約は無効とし、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻ししません。

個人情報のお取扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、右記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供します

同意事項

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報等の個人情報についてご契約者さまより取得する場合があります。

保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命は、機微(センシティブ)情報を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

個人情報を再保険会社に提供することがあります

同意事項

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命は再保険会社が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります

同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命は、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命とジブラルタ生命との間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命は、(社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」ともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命は、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所 (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内) (3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

Memo

保険金額・解約返戻金額等例表

男性 (一時払保険料・死亡給付金額10万米ドルの場合)

⚠ 為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、円貨で払
で受け取る場合、為替相場の変動によ
したがって、受取時の為替相場で円
等が円でお払い込みいただいた一時払保
料があり、損失が生じるおそれがあり

い込み、または円貨
の影響を受けます。
に換算した保険金額
除料相当額を下回る
ます。

- 円で保険金等をお受け取りになる場合(円換算支払特約)、お受取金額はプルデンシャル ジブラルタ
ファイナンシャル生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、お受け取りになる円換算の金額
がお払い込みになった円換算の一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

一時払保険料10万米ドル①、死亡給付金額10万米ドル										
契約年齢 (被保険者)	第1保険期間中の 災害死亡保険金額	第2保険期間中の 死亡保険金額	経過年数3年		経過年数5年		経過年数10年		解約返戻金額が一時払 保険料に到達する 経過年月数	
			解約 返戻金額 ②	解約 返戻率 ②÷①	解約 返戻金額 ③	解約 返戻率 ③÷①	解約 返戻金額 ④	解約 返戻率 ④÷①		
歳	百米ドル		百米ドル	%	百米ドル	%	百米ドル	%	年	月
15	約2,872		約938	93.8%	約976	97.6%	約1,057	105.7%	6	6
16	約2,832		約940	94.0%	約978	97.8%	約1,060	106.0%	6	5
17	約2,794		約942	94.2%	約980	98.0%	約1,063	106.3%	6	3
18	約2,754		約943	94.3%	約982	98.2%	約1,065	106.5%	6	2
19	約2,715		約945	94.5%	約983	98.3%	約1,068	106.8%	6	0
20	約2,677		約947	94.7%	約985	98.5%	約1,070	107.0%	5	11
21	約2,638		約949	94.9%	約987	98.7%	約1,073	107.3%	5	10
22	約2,600		約950	95.0%	約989	98.9%	約1,075	107.5%	5	8
23	約2,562		約952	95.2%	約991	99.1%	約1,077	107.7%	5	7
24	約2,523		約953	95.3%	約992	99.2%	約1,080	108.0%	5	6
25	約2,486		約955	95.5%	約994	99.4%	約1,082	108.2%	5	4
26	約2,449		約957	95.7%	約996	99.6%	約1,084	108.4%	5	3
27	約2,412		約958	95.8%	約997	99.7%	約1,086	108.6%	5	2
28	約2,376		約960	96.0%	約999	99.9%	約1,088	108.8%	5	1
29	約2,340		約962	96.2%	約1,001	100.1%	約1,090	109.0%	5	0
30	約2,304		約963	96.3%	約1,002	100.2%	約1,092	109.2%	5	0
31	約2,269		約965	96.5%	約1,004	100.4%	約1,094	109.4%	5	0
32	約2,234		約966	96.6%	約1,006	100.6%	約1,096	109.6%	5	0
33	約2,200		約968	96.8%	約1,007	100.7%	約1,097	109.7%	5	0
34	約2,166		約969	96.9%	約1,009	100.9%	約1,099	109.9%	5	0
35	約2,133		約971	97.1%	約1,011	101.1%	約1,100	110.0%	5	0
36	約2,099		約972	97.2%	約1,012	101.2%	約1,102	110.2%	5	0
37	約2,067		約973	97.3%	約1,014	101.4%	約1,103	110.3%	5	0
38	約2,035		約975	97.5%	約1,015	101.5%	約1,104	110.4%	5	0
39	約2,004		約976	97.6%	約1,017	101.7%	約1,105	110.5%	5	0
40	約1,973		約978	97.8%	約1,018	101.8%	約1,106	110.6%	5	0
41	約1,943		約979	97.9%	約1,019	101.9%	約1,107	110.7%	5	0
42	約1,913		約980	98.0%	約1,021	102.1%	約1,109	110.9%	4	0
43	約1,885		約981	98.1%	約1,022	102.2%	約1,110	111.0%	4	0
44	約1,856		約983	98.3%	約1,024	102.4%	約1,111	111.1%	4	0
45	約1,828		約984	98.4%	約1,025	102.5%	約1,111	111.1%	4	0
46	約1,800		約985	98.5%	約1,026	102.6%	約1,112	111.2%	4	0
47	約1,773		約986	98.6%	約1,028	102.8%	約1,113	111.3%	4	0
48	約1,747		約987	98.7%	約1,029	102.9%	約1,114	111.4%	4	0
49	約1,721		約988	98.8%	約1,030	103.0%	約1,114	111.4%	4	0

一時払保険料10万米ドル①、死亡給付金額10万米ドル										
契約年齢 (被保険者)	第1保険期間中の 災害死亡保険金額	第2保険期間中の 死亡保険金額	経過年数3年		経過年数5年		経過年数10年		解約返戻金額が一時払 保険料に到達する 経過年月数	
			解約 返戻金額 ②	解約 返戻率 ②÷①	解約 返戻金額 ③	解約 返戻率 ③÷①	解約 返戻金額 ④	解約 返戻率 ④÷①		
歳	百米ドル		百米ドル	%	百米ドル	%	百米ドル	%	年	月
50	約1,696		約989	98.9%	約1,031	103.1%	約1,115	111.5%	4	0
51	約1,671		約990	99.0%	約1,032	103.2%	約1,116	111.6%	4	0
52	約1,647		約992	99.2%	約1,033	103.3%	約1,117	111.7%	4	0
53	約1,623		約993	99.3%	約1,035	103.5%	約1,117	111.7%	4	0
54	約1,600		約994	99.4%	約1,036	103.6%	約1,118	111.8%	4	0
55	約1,577		約995	99.5%	約1,037	103.7%	約1,118	111.8%	4	0
56	約1,554		約995	99.5%	約1,038	103.8%	約1,118	111.8%	4	0
57	約1,532		約996	99.6%	約1,039	103.9%	約1,118	111.8%	4	0
58	約1,511		約997	99.7%	約1,040	104.0%	約1,118	111.8%	4	0
59	約1,490		約998	99.8%	約1,041	104.1%	約1,118	111.8%	4	0
60	約1,469		約999	99.9%	約1,042	104.2%	約1,117	111.7%	4	0
61	約1,450		1,000	100.0%	約1,043	104.3%	約1,117	111.7%	3	0
62	約1,431		1,000	100.0%	約1,044	104.4%	約1,117	111.7%	3	0
63	約1,412		1,000	100.0%	約1,045	104.5%	約1,116	111.6%	3	0
64	約1,394		1,000	100.0%	約1,046	104.6%	約1,116	111.6%	3	0
65	約1,377		1,000	100.0%	約1,047	104.7%	約1,115	111.5%	3	0
66	約1,360		1,000	100.0%	約1,048	104.8%	約1,114	111.4%	3	0
67	約1,343		1,000	100.0%	約1,049	104.9%	約1,114	111.4%	3	0
68	約1,328		1,000	100.0%	約1,049	104.9%	約1,113	111.3%	3	0
69	約1,312		1,000	100.0%	約1,050	105.0%	約1,112	111.2%	3	0
70	約1,297		1,000	100.0%	約1,051	105.1%	約1,111	111.1%	3	0
71	約1,283		1,000	100.0%	約1,052	105.2%	約1,110	111.0%	3	0
72	約1,270		1,000	100.0%	約1,052	105.2%	約1,109	110.9%	3	0
73	約1,256		1,000	100.0%	約1,053	105.3%	約1,107	110.7%	3	0
74	約1,244		1,000	100.0%	約1,054	105.4%	約1,106	110.6%	3	0
75	約1,232		1,000	100.0%	約1,055	105.5%	約1,105	110.5%	3	0
76	約1,220		1,000	100.0%	約1,055	105.5%	約1,103	110.3%	3	0
77	約1,209		1,000	100.0%	約1,056	105.6%	約1,102	110.2%	3	0
78	約1,199		1,000	100.0%	約1,057	105.7%	約1,100	110.0%	3	0
79	約1,189		1,000	100.0%	約1,058	105.8%	約1,099	109.9%	3	0
80	約1,180		1,000	100.0%	約1,058	105.8%	約1,097	109.7%	3	0
81	約1,171		1,000	100.0%	約1,059	105.9%	約1,096	109.6%	3	0
82	約1,163		1,000	100.0%	約1,060	106.0%	約1,094	109.4%	3	0
83	約1,155		1,000	100.0%	約1,060	106.0%	約1,092	109.2%	3	0
84	約1,148		1,000	100.0%	約1,061	106.1%	約1,091	109.1%	3	0
85	約1,141		1,000	100.0%	約1,061	106.1%	約1,089	108.9%	3	0

※表中の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額等は、平成24年1月現在の基礎率等(予定利率*等)に基づいて算出したものです。
 *予定利率とは、保険金額等を計算する際に適用される率です。
 ※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数をいいます。
 ※表中の解約返戻金額は、毎年の契約応当日における金額を記載しています。実際の解約返戻金額は、経過年月数等によって異なりますので、ご注意ください。
 ※表中の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額は百米ドル未満を切り捨てて表示しています。
 ※記載の解約返戻金額等は受取時の課税を考慮していません。
 ※第1保険期間中の解約返戻金は一時払保険料が上限となります。

！ 為替リスクについて

この保険は米ドル建てであり、円貨で払
で受け取る場合、為替相場の変動によ
したがいがまして、受取時の為替相場で円
等が円でお払い込みいただいた一時払保
ことがあり、損失が生じるおそれがあり
い込み、または円貨
る影響を受けます。
に換算した保険金額
除料相当額を下回る
ます。

- 円で保険金等をお受け取りになる場合(円換算支払特約)、お受取金額はプルデンシャル ジブラルタ
ファイナンシャル生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- この保険にかかる為替リスクは契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、お受け取りになる円換算の金額
がお払い込みになった円換算の一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

保険金額・解約返戻金額等例表

女性 (一時払保険料・死亡給付金額10万米ドルの場合)

一時払保険料10万米ドル①、死亡給付金額10万米ドル										
契約年齢 (被保険者)	第1保険期間中の 災害死亡保険金額	第2保険期間中の 死亡保険金額	経過年数3年		経過年数5年		経過年数10年		解約返戻金額が一時払 保険料に到達する 経過年月数	
			解約 返戻金額 ②	解約 返戻率 ②÷①	解約 返戻金額 ③	解約 返戻率 ③÷①	解約 返戻金額 ④	解約 返戻率 ④÷①		
歳	百米ドル		百米ドル	%	百米ドル	%	百米ドル	%	年	月
15	約3,178		約926	92.6%	約964	96.4%	約1,045	104.5%	7	4
16	約3,134		約928	92.8%	約966	96.6%	約1,047	104.7%	7	2
17	約3,091		約930	93.0%	約968	96.8%	約1,050	105.0%	7	0
18	約3,047		約932	93.2%	約970	97.0%	約1,052	105.2%	6	11
19	約3,004		約933	93.3%	約972	97.2%	約1,055	105.5%	6	9
20	約2,962		約935	93.5%	約973	97.3%	約1,057	105.7%	6	8
21	約2,919		約937	93.7%	約975	97.5%	約1,059	105.9%	6	6
22	約2,877		約939	93.9%	約977	97.7%	約1,062	106.2%	6	5
23	約2,836		約941	94.1%	約979	97.9%	約1,064	106.4%	6	3
24	約2,794		約942	94.2%	約981	98.1%	約1,066	106.6%	6	2
25	約2,754		約944	94.4%	約983	98.3%	約1,069	106.9%	6	1
26	約2,713		約946	94.6%	約985	98.5%	約1,071	107.1%	5	11
27	約2,673		約948	94.8%	約987	98.7%	約1,073	107.3%	5	10
28	約2,634		約949	94.9%	約988	98.8%	約1,075	107.5%	5	8
29	約2,595		約951	95.1%	約990	99.0%	約1,077	107.7%	5	7
30	約2,556		約953	95.3%	約992	99.2%	約1,079	107.9%	5	6
31	約2,518		約954	95.4%	約994	99.4%	約1,081	108.1%	5	5
32	約2,480		約956	95.6%	約996	99.6%	約1,083	108.3%	5	3
33	約2,443		約957	95.7%	約997	99.7%	約1,085	108.5%	5	2
34	約2,406		約959	95.9%	約999	99.9%	約1,087	108.7%	5	1
35	約2,370		約961	96.1%	約1,000	100.0%	約1,089	108.9%	5	0
36	約2,334		約962	96.2%	約1,002	100.2%	約1,091	109.1%	5	0
37	約2,298		約964	96.4%	約1,004	100.4%	約1,093	109.3%	5	0
38	約2,263		約966	96.6%	約1,005	100.5%	約1,094	109.4%	5	0
39	約2,228		約967	96.7%	約1,007	100.7%	約1,096	109.6%	5	0
40	約2,194		約969	96.9%	約1,008	100.8%	約1,097	109.7%	5	0
41	約2,161		約970	97.0%	約1,010	101.0%	約1,099	109.9%	5	0
42	約2,128		約971	97.1%	約1,012	101.2%	約1,100	110.0%	5	0
43	約2,095		約973	97.3%	約1,013	101.3%	約1,102	110.2%	5	0
44	約2,063		約974	97.4%	約1,015	101.5%	約1,103	110.3%	5	0
45	約2,032		約976	97.6%	約1,016	101.6%	約1,105	110.5%	5	0
46	約2,000		約977	97.7%	約1,017	101.7%	約1,106	110.6%	5	0
47	約1,970		約978	97.8%	約1,019	101.9%	約1,107	110.7%	5	0
48	約1,940		約980	98.0%	約1,020	102.0%	約1,109	110.9%	4	0
49	約1,911		約981	98.1%	約1,022	102.2%	約1,111	111.1%	4	0

※表中の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額等は、平成24年1月現在の基礎率等(予定利率*等)に基づいて算出したものです。
 *予定利率とは、保険金額等を計算する際に適用される率です。
 ※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数をいいます。
 ※表中の解約返戻金額は、毎年の契約応当日における金額を記載しています。実際の解約返戻金額は、経過年月数等によって異なりますので、ご注意ください。
 ※表中の災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約返戻金額は百米ドル未満を切り捨てて表示しています。
 ※記載の解約返戻金額等は受取時の課税を考慮していません。
 ※第1保険期間中の解約返戻金は一時払保険料が上限となります。

一時払保険料10万米ドル①、死亡給付金額10万米ドル										
契約年齢 (被保険者)	第1保険期間中の 災害死亡保険金額	第2保険期間中の 死亡保険金額	経過年数3年		経過年数5年		経過年数10年		解約返戻金額が一時払 保険料に到達する 経過年月数	
			解約 返戻金額 ②	解約 返戻率 ②÷①	解約 返戻金額 ③	解約 返戻率 ③÷①	解約 返戻金額 ④	解約 返戻率 ④÷①		
歳	百米ドル		百米ドル	%	百米ドル	%	百米ドル	%	年	月
50	約1,882		約982	98.2%	約1,023	102.3%	約1,113	111.3%	4	0
51	約1,853		約983	98.3%	約1,024	102.4%	約1,114	111.4%	4	0
52	約1,824		約984	98.4%	約1,026	102.6%	約1,116	111.6%	4	0
53	約1,796		約986	98.6%	約1,027	102.7%	約1,117	111.7%	4	0
54	約1,768		約987	98.7%	約1,028	102.8%	約1,118	111.8%	4	0
55	約1,741		約988	98.8%	約1,029	102.9%	約1,119	111.9%	4	0
56	約1,714		約989	98.9%	約1,031	103.1%	約1,120	112.0%	4	0
57	約1,688		約990	99.0%	約1,032	103.2%	約1,121	112.1%	4	0
58	約1,662		約991	99.1%	約1,033	103.3%	約1,122	112.2%	4	0
59	約1,636		約992	99.2%	約1,035	103.5%	約1,123	112.3%	4	0
60	約1,611		約994	99.4%	約1,036	103.6%	約1,123	112.3%	4	0
61	約1,587		約995	99.5%	約1,037	103.7%	約1,124	112.4%	4	0
62	約1,562		約996	99.6%	約1,038	103.8%	約1,125	112.5%	4	0
63	約1,539		約997	99.7%	約1,039	103.9%	約1,125	112.5%	4	0
64	約1,516		約998	99.8%	約1,040	104.0%	約1,125	112.5%	4	0
65	約1,493		約998	99.8%	約1,041	104.1%	約1,125	112.5%	4	0
66	約1,471		約999	99.9%	約1,042	104.2%	約1,125	112.5%	4	0
67	約1,450		1,000	100.0%	約1,044	104.4%	約1,125	112.5%	3	0
68	約1,429		1,000	100.0%	約1,045	104.5%	約1,125	112.5%	3	0
69	約1,409		1,000	100.0%	約1,046	104.6%	約1,124	112.4%	3	0
70	約1,389		1,000	100.0%	約1,047	104.7%	約1,124	112.4%	3	0
71	約1,370		1,000	100.0%	約1,048	104.8%	約1,123	112.3%	3	0
72	約1,351		1,000	100.0%	約1,049	104.9%	約1,122	112.2%	3	0
73	約1,333		1,000	100.0%	約1,049	104.9%	約1,121	112.1%	3	0
74	約1,316		1,000	100.0%	約1,050	105.0%	約1,120	112.0%	3	0
75	約1,299		1,000	100.0%	約1,051	105.1%	約1,118	111.8%	3	0
76	約1,283		1,000	100.0%	約1,052	105.2%	約1,117	111.7%	3	0
77	約1,268		1,000	100.0%	約1,053	105.3%	約1,115	111.5%	3	0
78	約1,254		1,000	100.0%	約1,054	105.4%	約1,113	111.3%	3	0
79	約1,240		1,000	100.0%	約1,055	105.5%	約1,111	111.1%	3	0
80	約1,226		1,000	100.0%	約1,055	105.5%	約1,110	111.0%	3	0
81	約1,214		1,000	100.0%	約1,056	105.6%	約1,108	110.8%	3	0
82	約1,202		1,000	100.0%	約1,057	105.7%	約1,106	110.6%	3	0
83	約1,191		1,000	100.0%	約1,058	105.8%	約1,104	110.4%	3	0
84	約1,181		1,000	100.0%	約1,059	105.9%	約1,102	110.2%	3	0
85	約1,171		1,000	100.0%	約1,060	106.0%	約1,100	110.0%	3	0